

平成 28 年 3 月 25 日
なごみ共済協同組合

業務改善命令に対する当組合の取り組みについて

なごみ共済協同組合（以下「当組合」）は、平成 28 年 2 月 18 日付け、関東経済産業局（以下「当局」）より発せられた業務改善命令に対する当組合の取り組み並びにこれまでの経過をご報告させていただきます。

当組合は、中小企業等協同組合法に基づく協同組合であり、日本標準産業分類（小売業）に定める通信販売・訪問販売小売業又はその他の無店舗小売業を行う事業者を組合員とし、組合員の福祉の増進を目的として共済事業をおこない、制度を提供してまいりました。

また、当組合は設立当初より、ウイズ株式会社に登録するエージェント（以下「WIS エージェント」）が上記事業者の条件を満たしているとの考えから、WIS エージェントを対象に共済事業を行ってまいりました。

しかし、昨年 10 月の当局による立ち入り検査の結果、WIS エージェントであることのみで「事業者」であるという考えが確認できず、当組合が加入申込者に対して組合員資格の有無を確認するためには「開業届出書」と「確定申告書」等、国への届け出書類等での確認が必要であるとの指摘を受けました。

今般、指摘事項を真摯に受け止め、業務を改善していくとともに、組合員の皆様には、改めて、組合員資格の有無を確認するため「開業届出書」の控えの提出をお願いすることとなりました。お手数をお掛けいたしますが、何卒よろしくお願い申し上げます。

なお、業務改善計画の進捗状況につきましては、当組合理事会による状況の確認とともに、その内容を公表して透明性を確保いたします。

当局に提出した業務改善計画書の要旨は次のとおりです。

業務改善計画書(要旨)

1. 組合加入申込時の対応について

- 1) 個人事業主は組合加入申込時に、開業届出書と確定申告書の提出をもって申し込むこととする。
- 2) 但し、事業の概要が日本標準産業分類（小売業）に定める通信販売・訪問販売小売業又はその他の無店舗小売業業種であることとする。
- 3) 法人の場合は、登記（履歴事項全部証明書）及び税務申告書等、事業実施の客観的な証となる書類により業種の確認を行う。
- 4) 尚、上記 1) 及び 3) の書類のみでは判断できない場合においては、日常的な取引上の帳簿類等を取得した上で判断する。
- 5) 上記 1) から 4) において組合員の資格に該当しない者から共済契約の申込みがあった場合には、当組合の組合員と員外利用者との事業分量に照らし、引受けの可否を決定する。
- 6) 上記のような客観的な証となる書類を申込時に **web** を介しての提出を義務付け、提出がない場合には共済の申込画面が先に進めないよう、組合員の申込システムを改修し、4月15日より申込を受け付ける。
- 7) 受け付けた申込書類一式は、当組合の組合員としての資格に漏れがなく十分であることを事務局職員で確認した上、総括表にその旨登録する。その後、毎週火曜日に開催する理事会において、総括表を元に組合員としての諾否を決定する。
- 8) 尚、上記 6) に記載した申込システムの改修作業は、可及的速やかに実施するが、現状4月15日からの利用が見込まれる。それまでの間に受け付けた申込については、4月15日以降、上記の客観的な証となる書類を本システムにて追加で取得する。尚、本対応については、当組合 **web** サイトおよび全国で開催予定の説明会にて周知を図るとともに、4月1日から4月14日の間の申込については申込画面にて注意喚起をする。

2. 既組合員への対応措置について

- 1) 既組合員が当組合の加入資格を有しているか否かを確認するため、既組合員に対し、平成28年4月14日にeメールにて案内を送信する。メー

ルが届かない場合は、電話で有効アドレスを確認し再度配信する。さらに、電話連絡が取れない場合は登録住所に案内を郵送する。5月10日までに客観的な証となる書類の提出を求める。提出方法はweb専用画面からの画像アップロードとする。尚、当該書類は、上記1. 1)から4)までに記載したものとする。

2) 受け付けた申込書類一式は、当組合の組合員としての資格に漏れがなく十分であることを事務局職員で確認した上、総括表にその旨登録する。その後、毎週火曜日に開催する理事会において、総括表を元に組合員としての諾否を決定する。

3) 上記2)の精査の結果、以下に該当する者に対しては1週間以内に組合員への通知をもって当組合から脱退とし、共済契約は員外契約（員外利用者による共済契約をいう。以下同様。）へ移行する。

(ア)提出なき組合員

(イ)提出された書類によって、当組合員としての資格の有無が確認できない組合員

(ウ)提出された書類によって、当該組合員が当組合に加入した日において当組合員としての資格がなかったと判断される組合員

4) 上記3)に該当した者が新たに組合員の資格に合致した場合、または既に当該資格に合致していたことが客観的な証となる書類の提出により明らかとなった場合には、当該者による新たに組合員としての加入手続き、及び当組合による承認手続きを経て、当組合の組合員とする。

5) 組合員の脱退の手続きは、法及び定款に基づき適切に実施する。当年度末までに組合員の資格に合致しない場合は、当年度末における当組合の財産の確定後、速やかに出資金の返戻をする。

3. 組合員資格の年1回以上の確認について

1) 上記2.にて実施する対応の後、毎期3月～5月において税務申告書、国等への客観的な各種届出書類または日常取引の伝票等の提出をもって確認をする。

2) 1)による確認がなされない場合、当該組合員は通知をもって当組合から脱退とし、共済契約は員外契約へ移行する。員外契約が20/100を超えた場合は、員外契約者にお知らせ文書を送付する。

3) 員外利用の割合を算出するにあたっては、毎月、共済掛金の入金データがシステムに反映された後、データをシステムから抽出し、事務局長が員外

割合を算出し確認する。その後開催される理事会において員外利用の状況を報告する。

- 4) 当年度末において、員外契約が20/100を超えないよう理事会において注視し、共済契約の引き受けの諾否を決定する。

4. 共済契約の募集態勢

共済契約申込者の「本人確認」を以下のとおり実施する。

- 1) 運転免許証、健康保険証、パスポートの写しの受領による確認実施。
尚、受領方法は Web 画面による画像アップロードによるものとする。
- 2) 1) の提出がない場合は共済契約者の本人確認（氏名・生年月日・現住所）と申込の意思を電話にて確認する。
- 3) 送付した共済証書の住所不明による戻り郵便は、共済契約者に電話にて適正な送付先を確認後、再度送付する。
- 4) 法人契約の場合、登記（履歴事項全部証明書）をもって確認する。
- 5) 検索サービスを活用した反社会的勢力の排除を実施。

以上